



発表項目	1月27日(木)から2月20日(日)までの要請に係る「まん延防止等重点措置協力支援金(飲食店等)」の申請受付開始について																												
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者																											
		発表場所																											
概要	<p>まん延防止等重点措置の要請期間中に道からの要請に応じて営業時間短縮等を行った飲食店等への協力支援金の申請受付を開始します。 この支援金の申請期間が3月31日(木)までですので、期間内の申請をお願いします。 ※2月21日(月)から要請が延長となった場合の申請受付については、別途お知らせします。なお、早期支給は実施しない予定です。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 協力支援金の概要(支給対象施設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>従来(通常)の営業時間</th> <th>第三者認証店</th> <th>支給対象</th> <th>第三者認証店以外</th> <th>支給対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20時までの店舗</td> <td>20時までの通常営業</td> <td>×</td> <td>20時までの通常営業 (酒類提供停止(持込含む))</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>20時を越えて 21時までの店舗</td> <td>次のいずれかを選択(当初の選択は変更不可) 21時までの通常営業 20時までの時短営業【認証店B】 (酒類提供停止(持込含む))</td> <td>× ◎</td> <td>20時までの時短営業 (酒類提供停止(持込含む))</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>21時を越える店舗</td> <td>次のいずれかを選択(当初の選択は変更不可) ※21時を超える営業は不可 21時までの時短営業【認証店A】 (酒類提供11～20時まで) 20時までの時短営業【認証店B】 (酒類提供停止(持込含む))</td> <td>○ ◎</td> <td>※20時を超える営業は不可</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>共通</td> <td colspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> ・同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とする ・業種別ガイドラインや感染防止対策チェックリスト項目の遵守 ・カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底を行う </td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注:協力支援金の単価:「○」=認証店A(2.5～7.5万円/日)、「◎」=認証店B及び認証店以外(3～10万円/日)</p> <p>2 申請受付</p> <p>(1)申請受付期間 令和4年2月21日(月)～3月31日(木)(当別町、新篠津村分は3月18日(金)まで)</p> <p>(2)申請の手引き・申請書等の入手方法(以下URLより入手してください) https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/inshokutenshien/100070.html ※石狩管内(札幌市、小樽市、旭川市)の飲食店向けは各市町村のホームページをご覧ください ※21日より公開予定です</p> <p>(3)申請先 ①札幌市、旭川市、小樽市、千歳市、江別市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村に所在する飲食店等はそれぞれの市町村 ②上記以外の市町村に所在する飲食店等は道</p> <p>(4)申請方法 郵送申請 ※道受付分は電子(オンライン)申請も受付</p> <p>(5)申請に関するお問い合わせ先 コールセンター 電話番号 ・札幌市内の飲食店 011-330-8396(平日8:45～17:15) ・旭川市内の飲食店 011-330-8235(平日8:45～17:15) ・札幌市、旭川市以外の道内飲食店 011-350-7377(8:45～17:30)</p>				従来(通常)の営業時間	第三者認証店	支給対象	第三者認証店以外	支給対象	20時までの店舗	20時までの通常営業	×	20時までの通常営業 (酒類提供停止(持込含む))	×	20時を越えて 21時までの店舗	次のいずれかを選択(当初の選択は変更不可) 21時までの通常営業 20時までの時短営業【認証店B】 (酒類提供停止(持込含む))	× ◎	20時までの時短営業 (酒類提供停止(持込含む))	◎	21時を越える店舗	次のいずれかを選択(当初の選択は変更不可) ※21時を超える営業は不可 21時までの時短営業【認証店A】 (酒類提供11～20時まで) 20時までの時短営業【認証店B】 (酒類提供停止(持込含む))	○ ◎	※20時を超える営業は不可	◎	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とする ・業種別ガイドラインや感染防止対策チェックリスト項目の遵守 ・カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底を行う 			
	従来(通常)の営業時間	第三者認証店	支給対象	第三者認証店以外	支給対象																								
	20時までの店舗	20時までの通常営業	×	20時までの通常営業 (酒類提供停止(持込含む))	×																								
	20時を越えて 21時までの店舗	次のいずれかを選択(当初の選択は変更不可) 21時までの通常営業 20時までの時短営業【認証店B】 (酒類提供停止(持込含む))	× ◎	20時までの時短営業 (酒類提供停止(持込含む))	◎																								
	21時を越える店舗	次のいずれかを選択(当初の選択は変更不可) ※21時を超える営業は不可 21時までの時短営業【認証店A】 (酒類提供11～20時まで) 20時までの時短営業【認証店B】 (酒類提供停止(持込含む))	○ ◎	※20時を超える営業は不可	◎																								
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とする ・業種別ガイドラインや感染防止対策チェックリスト項目の遵守 ・カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底を行う 																												
報道(取材)に当たってのお願い	<p>厳しい経営環境にもかかわらず道の要請にご協力いただいた事業者の皆様にご利用いただくため、積極的な報道をお願いいたします。</p>																												
担当(連絡先)	<p>経済部 経済企画局 経済企画課(担当者:安彦、鎗水) TEL ダイヤルイン 011-206-6196 (内線 38-854,855)</p>																												

